



厚生労働省発基安 1024 第 1 号

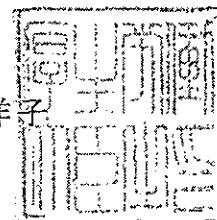
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 23 年 10 月 24 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 緊急作業時における被ばく限度の特例を適用する場合の限定

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第四項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、電離放射線障害防止規則第七条第二項第一号中「百ミリシーベルト」を「二百五十ミリシーベルト」と適用する特にやむを得ない緊急の場合を、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合とするものとすること。

※ 厚生労働大臣が定める場合は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であつて、その線量が一時間につき〇・一ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、次の各号のいずれかに該当する作業を行う場合とする。

- 一 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能が著しく低下した場合又はその機能を失った場合における当該機能を復旧するための作業

二 前号に掲げる作業のほか、原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合であつて、これを抑制又は防止するための機能が著しく低下したとき又はその機能を失つたときにおける当該機能を復旧するための作業

第一 経過措置

この省令の施行の際現に原子力災害対策特別措置法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において電離放射線障害防止規則第七条第一項に規定する緊急作業に従事する放射線業務従事者については、この省令による改正後の平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとすること。

第二 その他

この省令は、公布の日から施行するものとすること。